

3つの安全設備の義務化のお知らせ

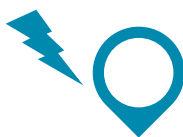
義務化の対象となる安全設備

法定無線設備



法定無線設備の見直し

非常用位置等発信装置



海難発生時に位置情報を発信

改良型救命いかだ等
(乗り移り時の落水危険性を軽減)



水中での救助待機が不要

適用日

「法定無線設備」「非常用位置等発信装置」

旅客船(旅客定員13人以上の船舶)※1 : 令和6年4月1日

旅客定員12人以下の事業船※1※2 : 令和7年4月1日

「改良型救命いかだ等」

パブリックコメントや一部製品の開発状況を踏まえ、現在検討中です。

※1「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用のみに供する船舶(小型兼用船を含む)については遊漁船事業者の皆様向けのお知らせをご覧ください

※2「海上運送法」の適用を受け人の運送をする事業者が使用する船舶

経過措置



「法定無線設備」



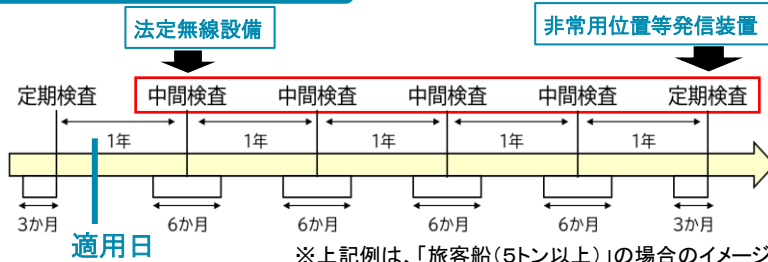
適用日以降最初に迎える中間検査or定期検査までに積みつけが必要



「非常用位置等発信装置」



適用日以降最初に迎える定期検査までに積みつけが必要



※上記例は、「旅客船(5トン以上)」の場合のイメージ

法定無線設備

●義務化について

- 限定沿海を航行する「①旅客定員13人以上の旅客船」の法定無線設備から携帯電話を除外
- 「②旅客定員12人以下の事業船」に対して、新たに法定無線設備の義務付けを予定

<適用日以降の義務化の対象範囲>

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水(湖川港内)	不要	不要
平水(上記を除く)琵琶湖	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話
2時間限定沿海	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話	業務用無線設備 又は 衛星電話
沿岸5海里 沿海	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は	

※携帯電話を法定無線として導入する場合は、航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る
※業務用無線設備(VHF無線電話、MF無線電話等)を法定の無線設備として導入する場合には、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要



非常用位置等発信装置

●義務化について

- 限定沿海以遠を航行する「旅客船及び事業船(①及び②)」に対して非常用位置等発信装置の積み付けを義務化

<適用日以降の義務化の対象範囲>

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水	不要	不要
2時間限定沿海 瀬戸内	EPIRB※ 又は AIS(簡易型(Class-B)を含む)	
沿岸5海里		
沿海		

※AIS-SART機能を有し、位置情報が向上した新型

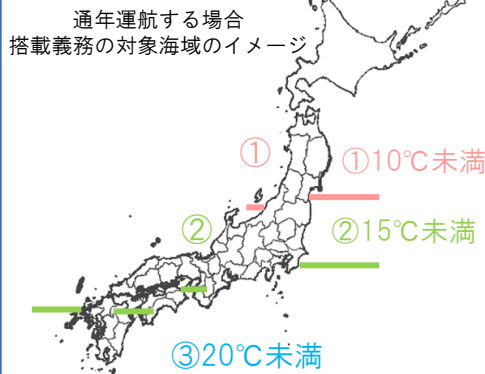


改良型救命いかだ等

※適用日は現在検討中

●義務化について

➢ 一定の水温を下回る海域での救命設備として、改良型救命いかだ等の積み付けの**原則義務化を予定**



<適用日以降の義務化の対象範囲>

海水温については、気象庁等が公表している過去30年間（瀬戸内5年間）の海面水温の平均値を元に基準を設定

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水（湖川港内）	不要	不要
平水（一部の湖※1）	水温が10度未満となるおそれのある水域を航行する場合	
平水（上記を除く）	改良型救命いかだ等の積み付けが必要	
2時間限定沿海	水温が20度未満となるおそれのある水域を航行する場合	
沿岸5海里	改良型救命いかだ等※2の積み付けが必要（一部の船舶は15度未満）	
沿海		
近海	改良型救命いかだ※3の積み付けが必要	

※1：琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、穴道湖又は支笏湖
 ※2：総トン数20トン以上の大型船（沿海）の場合、改良型救命いかだまたは救命艇
 ※3：総トン数20トン以上の大型船の場合、改良型救命いかだまたは救命艇

★水温の確認方法

下記QRコードをスキャン
各水域の温度をご確認いただけます

<QRコード>



<URL>

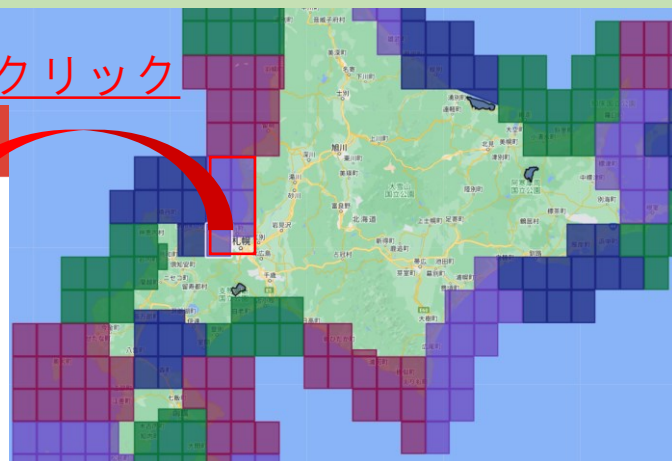
<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527IQjz3l&ll=43.59519975346771%2C142.93033323178628&z=7>

クリック

← 109_石狩地方沿岸_05

名前
109_石狩地方沿岸_05

説明
【石狩地方沿岸】
・10度未満：12/7～5/15
・15度未満：10/29～6/17
・20度未満：9/25～7/24
・20度以上：上記期間以外



●搭載不要となる特例（組み合わせも可能） ※2024年3月26日時点

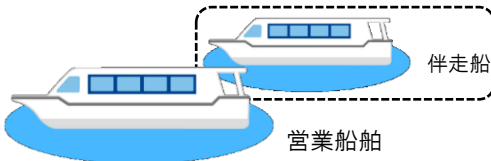
➢ 一定の水温を下回る時期に運航しない

例：種子島・屋久島沿岸海域

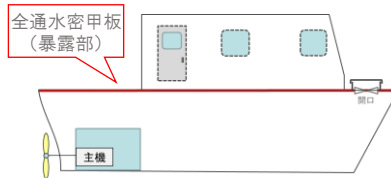
- ・10度未満 該当なし
- ・15度未満 該当なし
- ・20度未満 1/30～3/8
- ・20度以上 3/9～1/29

20度未満の時期1/30～3/8は航行しない場合は積み付けは不要

➢ 航行時に伴走船を伴う場合



➢ 全通水密甲板を有する船舶（15度～20度に限る）



➢ 救助船を配備している船舶（15度～20度に限る）



➢ 母港（出発港）から5海里以内を航行する船舶（15度～20度に限る）



※現存船で救命いかだ等（救命いかだ又は内部収容型浮器）を搭載している場合、乗込装置を備え付ける場合に限り、引き続き既存いかだ等を搭載が可能

詳しくは右のQRコードより「義務化の方向性」の資料をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

ご不明点あれば、最寄りの検査機関（小型船：JCI、大型船：地方運輸局）にお問い合わせください。

